

様式2－3
要求水準書(入居者移転支援業務編)に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1	要求水準書	18	4	3	(6)		イ	(ア)	a		仮住居の選定及び整備方法	仮移転先住戸の内装工事について、これまで貴市と取引のある地元業者をご紹介いただくことは可能でしょうか。	本市が特定の企業を紹介することはありません。事業者は、工事を行うための請負業者を自ら選定し、管理してください。なお、市営住宅の緊急修繕業者は、京都市住宅供給公社のWEBサイトにて「入札結果」として公表されています。 https://www.kyoto-jkoshu.or.jp/bid/bidresults/
2	要求水準書	23	5	1	(1)						対象期間	「先行本移転の移転期日は、仮移転の移転期日と同様とする。」と定めている一方、本文中、「仮移転支援業務期間中(仮移転支援業務開始から新棟への入居まで)に、市の指示又は入居者からの申し出により…随時行うものとする。」とありますが、仮移転の移転期日を超えて先行本移転は可能なのでしょうか。	先行本移転の移転期日は、原則、仮移転の移転期日と同様とします。ただし、仮移転支援業務期間中に、市の指示又は入居者からの申し出があった場合は、随時対応してください。
3	要求水準書	23	5	1	(2)						対象者	継続活用住棟への先行本移転に際し、入居基準はあるのでしょうか。例えば、世帯人数による面積・型式(1DK・2DK)等の入居基準はあるのでしょうか。あれば基準をお示しいただけますでしょうか。	継続活用等の入居基準は次のとおりです。 ・2DK(48㎡) → 単身世帯のみ ・3DK(61㎡) → 二人以上世帯(※) ・4DK(75㎡) → 三人以上世帯 (※)ただし、3DK住戸のうち低層階(1～2階)は、二人以上世帯に加え、医療機関等が発行する書面等により階段等の昇降が困難と証明される単身世帯も入居対象とします。
4	要求水準書	29	7	1	(2)						対象者	新棟への入居に際し、入居基準はあるのでしょうか。例えば、世帯人数による面積・型式(1DK・2DK)等の入居基準はあるのでしょうか。あれば基準をお示しいただけますでしょうか。	新棟の入居基準は現時点では次のとおりと考えています。 ・35㎡住戸 → 単身世帯優先・二人世帯も可 ・45㎡住戸 → 二人世帯優先。単身・三人以上世帯も可 ・60㎡住戸 → 三人以上世帯優先。二人世帯も可